証券コード：3419
平成31年１月14日

株主各位

（本店所在地）
東京都港区海岸一丁目14番24号
（本社事務所）
東京都江東区福住一丁目８番８号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長　田　中　豊

第27回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年１月29日（火曜日）午後６時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成31年１月30日（水曜日）　午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　　ＴＫＰ新橋汐留ビジネスセンター　ホール201
東京都港区新橋四丁目24番８号２東洋海事ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第27期（平成29年11月１日から平成30年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　定款一部変更の件
第２号議案　　取締役７名選任の件
第３号議案　　監査役３名選任の件
第４号議案　　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎なお、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.artgreen.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自平成29年11月１日　至平成30年10月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による各種経済政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、国内で相次いで発生しました地震・台風・猛暑等の自然災害の影響や、米国の通商政策に伴う世界経済への影響等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、平成29年11月から平成30年10月までの、らん鉢取扱金額は3,538百万円（前年同期比6.8％減）、数量では827千鉢（前年同期比0.5％減）と、いずれも前年同期比減少傾向で推移しております。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業では、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客への深耕営業により、売上高を順調に伸ばすことが出来ました。ナーセリー支援事業では、継続した生産指導により、国内提携農園で生産される胡蝶蘭の品質向上と売上原価のコストダウンに取り組みました。フューネラル事業では、大都市圏を中心とした葬祭規模の小型化により、売上高は前年度に引続き減少を余儀なくされました。

平成29年11月にはCSRを目的とした生花の自社栽培導入企業の支援を目的とした合弁会社Ａ＆Ａ株式会社を設立し、障がい者雇用率達成のサポートを開始いたしました。平成30年１月には東日本大震災復興事業の一環として、福島県葛尾村での胡蝶蘭栽培事業への支援を開始いたしました。

また、平成30年２月には大阪鶴見花き地方卸売市場内に仲卸事業所を開設、環境サイン看板の設計・製作と植栽園芸の調査・設計を手掛ける株式会社アスコットと業務提携し、環境関連事業及び植栽園芸事業を開始して、収益基盤の拡大を図ってまいりました。

販売費及び一般管理費につきましては、荷造運賃の増加や人件費の増加、環境関連事業や植栽園芸事業に係る費用の発生等により増加いたしました。なお、本社事務所及び福岡営業所を移転したことに伴い、特別損失として事務所移転費用6,621千円が発生いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は1,835,565千円（前年同期比5.8％増）、営業利益は25,246千円（同59.7%減）、経常利益は23,014千円（同61.8%減）、当期

純利益は10,614千円（同73.7%減）となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

（フラワービジネス支援事業）

フラワービジネス支援事業につきましては、異業種参入支援業務における既存取引先への企画提案・販売強化及び新規顧客開拓に注力いたしました。

また、平成30年２月に大阪鶴見花き地方卸売市場内に仲卸事業所を開設し、京阪神エリアの小売業者様等の対応が可能となり、新たな顧客開拓に注力いたしました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,340,626千円（前年同期比10.5%増）となりました。

（ナーセリー支援事業）

ナーセリー支援事業につきましては、平成30年１月より復興事業の一環として、福島県葛尾村の胡蝶蘭栽培の技術指導による農業再生支援開始、同年７月には花き卸売市場への初出荷をするまでに至りました。

また、国内提携農園３社で生産された製品の品質が向上したことにより、安定的に自社製品を活用して売上原価の逓減に寄与いたしました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は374,387千円（前年同期比3.1%減）となりました。

（フューネラル事業）

フューネラル事業につきましては、年々葬儀件数は増加する一方、大都市圏を中心に家族葬や密葬等、葬儀の小型化により葬儀単価が低下している影響により、受注単価の下落傾向が続いておりますので、各花材の小ロット対応や変化するお客様のニーズに合わせた柔軟な対応を心がけ、既存顧客との情報共有と新たな提案営業に取り組んでまいりました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は120,551千円（前年同期比11.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は16,568千円であり、その主なものはWEB受注システム4,900千円、プレハブ冷蔵庫2,848千円、本社事務所パーテーション1,946千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金として、金融機関より長期借入金92,000千円の資金調達及び132,104千円の返済を行いました。また、社債の償還20,000千円を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第24期 (平成27年10月期)	第25期 (平成28年10月期)	第26期 (平成29年10月期)	第27期（当期） (平成30年10月期)
売上高（千円）	1,686,667	1,715,402	1,734,627	1,835,565
経常利益（千円）	57,714	51,334	60,295	23,014
当期純利益（千円）	45,316	38,124	40,356	10,614
１株当たり当期純利益（円）	50.91	35.03	36.01	9.44
総資産（千円）	556,904	703,294	861,972	801,625
純資産（千円）	247,518	374,489	415,393	426,534
１株当たり純資産（円）	278.11	334.24	370.51	378.21

（注）当社は、平成27年８月28日付で、普通株式１株につき400株の株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割及び譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の所属する花き業界は、ここ数年続いた景気の低迷を受けて、市場規模が微減傾向にあります。小売市場の頭打ち、婚姻件数の減少傾向や一件当たり単価の下落によるブライダル需要の低迷など、当社の経営環境は引き続き厳しいものと認識しております。一方、安倍内閣の経済対策等により、国内の経済は徐々に回復基調にあり、贈答用の花き類の需要は堅調に推移しております。このような状況下、当社は、中期事業計画の達成に向けて次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを生かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社の事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容（平成30年10月31日現在）

事業区分	事業の内容
フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
フューネラル事業	葬祭用切花の販売

(11) 主要な事業所（平成30年10月31日現在）

名称	所在地
本店	東京都港区海岸一丁目14番24号
本社事務所	東京都江東区福住一丁目８番８号
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
横浜営業所	神奈川県横浜市西区西前町二丁目46
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目６番５号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区吉塚三丁目31番65号
大阪鶴見仲卸事業所	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目７番70号

(12) 使用人の状況（平成30年10月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	―	32歳８ヶ月	４年６ヶ月

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（20名）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況（平成30年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	34,710千円
株式会社きらぼし銀行	30,297千円
株式会社阿波銀行	30,288千円
株式会社横浜銀行	19,171千円
株式会社三菱UFJ銀行	16,672千円
株式会社三井住友銀行	11,136千円

2．会社の株式に関する事項（平成30年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,200,000株
(2) 発行済株式総数　1,127,771株（自己株式229株を除く）
(3) 株主数　1,234名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中　豊	716,000株	63.49%
根本　和典	84,000株	7.45%
花キューピット株式会社	48,000株	4.26%
MSIP CLIENT SECURITIES	30,000株	2.66%
芝田　新一郎	20,000株	1.77%
堀　威夫	18,000株	1.60%
森田　厚	9,700株	0.86%
佐藤　顕勝	7,700株	0.68%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,300株	0.56%
安田　久規	5,600株	0.50%

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（平成30年10月31日現在）

名称	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	平成25年10月31日	平成26年10月31日
新株予約権の数	125個	５個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　　50,000株	当社普通株式　　2,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使価額	148円	252円
新株予約権の行使期間	平成27年10月28日～ 平成35年10月27日	平成28年11月２日～ 平成35年10月30日
保有人数及び新株予約権の数		
当社取締役	４名　65個	―
当社監査役	１名　１個	１名　１個
新株予約権の主な行使条件	（注）２	（注）２

（注）1.　平成27年８月５日開催の取締役会決議において、平成27年８月28日付で普通株式１株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。

2.　新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要するものとします。

②　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。

③　当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。

④　取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。

⑤　新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（平成30年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田　中　　豊	―
専務取締役	根　本　和　典	事業本部長
取締役	柴　田　益　司	事業本部副本部長
取締役	伊　藤　正　之	事業本部副本部長
取締役	芝　田　新一郎	管理部長
取締役	村　田　則　夫	営業本部長
取締役	小　松　隆　一	―
常勤監査役	横　田　　孝	―
監査役	藤　本　健　介	―
監査役	山　田　孝　雄	―

（注）1. 取締役のうち、小松隆一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、横田孝及び山田孝雄の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、山田孝雄氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小松隆一氏及び常勤監査役横田孝氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	7 （1）	58,080 （540）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	4,260 （3,720）
合計 （うち社外役員）	10 （3）	62,340 （4,260）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、平成30年１月30日開催の株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成20年１月25日開催の株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小　松　隆　一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	横　田　　孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	山　田　孝　雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回、監査役会13回のうち９回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や経験を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。

５．会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、監査報酬見積額の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図るとともに、社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月１回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

すべての取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、取締役及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

⑧　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月１回以上、計13回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

②　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計13回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③　コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④　内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤　反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に１度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**693,634**	**流動負債**	**247,137**
現金及び預金	362,694	買掛金	62,754
受取手形	192	１年内償還予定の社債	20,000
売掛金	216,240	１年内返済予定の長期借入金	88,172
商品及び製品	24,124	リース債務	975
仕掛品	68,055	未払金	34,643
原材料及び貯蔵品	508	未払費用	13,466
前払費用	10,708	未払法人税等	703
繰延税金資産	7,889	預り金	3,256
その他	9,510	賞与引当金	12,611
貸倒引当金	△6,290	株主優待引当金	1,865
固定資産	**107,990**	その他	8,688
有形固定資産	**16,628**	**固定負債**	**127,954**
建物	6,984	社債	60,000
車両運搬具	0	長期借入金	59,660
工具、器具及び備品	522	リース債務	6,169
土地	2,590	その他	2,125
リース資産	6,530	**負債合計**	**375,091**
無形固定資産	**6,348**	（純資産の部）	
ソフトウエア	5,249	**株主資本**	**425,531**
その他	1,099	**資本金**	**139,703**
投資その他の資産	**85,013**	**資本剰余金**	**89,815**
関係会社株式	4,900	資本準備金	45,028
投資有価証券	8,225	その他資本剰余金	44,787
出資金	73	**利益剰余金**	**196,460**
長期前払費用	397	その他利益剰余金	196,460
保険積立金	38,101	繰越利益剰余金	196,460
破産更生債権等	7,743	**自己株式**	**△446**
繰延税金資産	1,866	**評価・換算差額等**	**1,002**
その他	31,449	その他有価証券評価差額金	1,002
貸倒引当金	△7,743	**純資産合計**	**426,534**
資産合計	**801,625**	**負債・純資産合計**	**801,625**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成29年11月１日
至平成30年10月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,835,565
売　上　原　価		1,042,108
売　上　総　利　益		793,456
販売費及び一般管理費		768,209
営　業　利　益		25,246
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	222	
その他	729	952
営　業　外　費　用		
支払利息	1,228	
社債利息	196	
その他	1,758	3,183
経　常　利　益		23,014
特　別　利　益		
受取補償金	2,697	2,697
特　別　損　失		
事務所移転費用	6,621	6,621
税引前当期純利益		19,090
法人税、住民税及び事業税	8,194	
法人税等調整額	281	8,476
当　期　純　利　益		10,614

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成29年11月１日
至平成30年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	139,199	44,524	44,787	89,312	185,845	185,845	△67	414,289
事業年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	503	503		503				1,006
自己株式の取得							△379	△379
当期純利益					10,614	10,614		10,614
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	503	503	－	503	10,614	10,614	△379	11,241
当期末残高	139,703	45,028	44,787	89,815	196,460	196,460	△446	425,531

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,103	1,103	415,393
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			1,006
自己株式の取得			△379
当期純利益			10,614
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△100	△100	△100
事業年度中の変動額合計	△100	△100	11,141
当期末残高	1,002	1,002	426,534

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

①　市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

②　市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

②　仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③　原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

(1)有形固定資産の減価償却累計額　7,881千円

(2)関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権　849千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高　7,979千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,121,200	6,800	―	1,128,000

(注) 発行済株式の増加6,800株の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　6,800株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　229株

3．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　52,000株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	193千円
貸倒引当金	4,298千円
賞与引当金	3,862千円
株主優待引当金	571千円
減価償却費超過額	1,731千円
投資有価証券評価損	534千円
資産除去債務	61千円
その他	2,085千円
繰延税金資産小計	13,340千円
評価性引当額	△3,141千円
繰延税金資産計	10,198千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△442千円
繰延税金負債計	△442千円
繰延税金資産の純額	9,756千円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。当社では、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)をご参照ください)。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	362,694	362,694	―
(2) 受取手形	192	192	―
(3) 売掛金	216,240	216,240	―
(4) 投資有価証券	3,134	3,134	―
(5) 破産更生債権等	7,743		
貸倒引当金（※１）	△7,743		
差引	―	―	―
資産計	582,262	582,262	―
(1) 買掛金	62,754	62,754	―
(2) 未払金	34,643	34,643	―
(3) 未払法人税等	703	703	―
(4) 預り金	3,256	3,256	―
(5) 社債（※２）	80,000	79,524	△475
(6) 長期借入金（※３）	147,832	148,009	177
(7) リース債務（※４）	7,145	7,759	614
負債計	336,334	336,651	316

(※１)　破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※２)　１年内償還予定の社債を含めております。
(※３)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。
(※４)　１年内返済予定のリース債務を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負　債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金、(7) リース債務

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。社債、長期借入金のうち固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額（千円）
非上場株式	5,091
関係会社株式	4,900
出資金	73

非上場株式、関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注３) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	362,694	―	―	―
受取手形	192	―	―	―
売掛金	216,240	―	―	―
合計	579,127	―	―	―

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

（注４）社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	―	―
長期借入金	88,172	50,015	9,645	―	―	―
リース債務	975	1,005	1,035	1,066	1,099	1,962
合計	109,147	71,020	30,680	21,066	1,099	1,962

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　378円21銭

２．１株当たり当期純利益　　9円44銭

（重要な後発事象に関する注記）

１．取得による企業結合

当社は、平成30年10月15日開催の取締役会において、合同会社日本プリザーブドフラワー協会の持分を取得して子会社化することについて決議し、同日付けで持分譲渡に関する契約を締結し、平成30年11月１日付けで持分を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

合同会社日本プリザーブドフラワー協会

事業の内容

プリザーブドフラワーに関する広報・教育・支援活動及びプリザーブドフラワーの販売活動

② 企業結合を行った主な理由

合同会社日本プリザーブドフラワー協会は、プリザーブドフラワーの普及と技術の向上を目的として、そのための広報、教育等その楽しさを広める活動をしております。

プリザーブドフラワーは、当社フラワービジネス支援事業との親和性が高い商品アイテムであることから、子会社化し、プリザーブドフラワーという新たな商材の販売、また現在展開しているブライダル事業等への技術向上波及効果などシナジー効果を生み出すことが出来るものと考えております。また経営資源の集約と業務の効率化を通し、収益力の強化を図り、事業のさらなる市場拡大の足掛かりとしてまいります。

③ 企業結合日

平成30年11月１日

④ 企業結合の法的形式

持分取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

80.0％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として持分を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　602千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

２．自社農場の開設
当社は、平成30年10月27日開催の取締役会において、岡山県小田郡矢掛町にアートグリーン株式会社岡山農場を開設することを決議し、平成30年11月１日に事業を開始しました。

(1) 新規事業の内容　　胡蝶蘭の自社農場生産

(2) 新規事業開始の時期　　平成30年11月１日

(3) 当該新規事業が営業活動に及ぼす重要な影響
西日本エリアでの胡蝶蘭販売において安定した商品供給を行い、販売強化及び売上原価の削減による収益基盤の拡大に資するものと判断しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年12月18日

アートグリーン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原幸夫　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小泉　淳　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の平成29年11月１日から平成30年10月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、

不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月１日から平成30年10月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年12月27日

アートグリーン株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　横　田　　孝　㊞

監　査　役　藤　本　健　介　㊞

監　査　役（社外監査役）　山　田　孝　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

本店の所在地を、実質的な本社機能が存在する東京都江東区に移転するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都江東区に置く。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田中（たなか）　豊（ゆたか） （昭和41年１月21日生）	昭和63年４月 平成３年12月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社設立　代表取締役社長（現任）	716,000株
		【取締役候補者とした理由】 田中豊氏は、当社を設立して以来、代表取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大、意思決定や経営監督に関する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	根本（ねもと）和典（かずのり） （昭和40年３月19日生）	昭和63年４月 平成４年４月 平成27年４月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社入社　専務取締役（現任） 当社事業本部長（現任）	84,000株
		【取締役候補者とした理由】 根本和典氏は、当社の創業期より、専務取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	柴田益司（しばたますじ） （昭和26年９月６日生）	昭和63年４月 平成４年４月 平成10年12月 平成24年５月 平成27年４月 平成28年１月	合資会社大城物産入社 有限会社シバタナーセリー設立 代表取締役 当社入社 取締役種苗部部長 当社取締役退任 当社事業本部副本部長（現任） 当社取締役（現任）	―株
		【取締役候補者とした理由】 柴田益司氏は、当社入社前よりナーセリー支援事業に携わり、当社入社後は当社の同事業の責任者として事業拡大に貢献してまいりました。ナーセリー支援事業に関する高い知見と経験を有していることから、当社の事業拡大に今後も期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	伊藤正之（いとうまさゆき） （昭和44年９月27日生）	平成２年４月 平成６年10月 平成17年10月 平成27年４月	合資会社オーキッドバレー入社 当社入社 当社取締役（現任） 当社事業本部副本部長（現任）	4,000株
		【取締役候補者とした理由】 伊藤正之氏は、入社以来、提携農園への生産指導や新規事業に尽力し、事業拡大に貢献してまいりました。今後もそれらの経験を活かし、当社の事業拡大に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	芝田新一郎（しばたしんいちろう） （昭和39年７月８日生）	平成２年４月 平成７年４月 平成19年４月 平成24年６月 平成27年４月	学校法人早稲田大学勤務 株式会社ポルケ入社 当社入社 当社取締役（現任） 当社管理部長（現任）	20,000株
		【取締役候補者とした理由】 芝田新一郎氏は、入社以来、管理部門において主導的な役割を果たすとともに、当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスにも尽力してまいりました。それらの経験を取締役会において活かすことにより、取締役会の経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
6	むら　た　のり　お 村　田　則　夫 （昭和26年１月２日生）	昭和44年４月 平成16年４月 平成17年４月 平成25年７月 平成28年２月 平成29年６月 平成30年１月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 泉友株式会社出向 同社転籍 建匠株式会社顧問 当社入社　営業推進本部長 当社執行役員営業本部長 当社取締役営業本部長（現任）	―株
		【取締役候補者とした理由】 村田則夫氏は、金融機関において支店長等を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、入社以来、当社の事業拡大に貢献してまいりました。そのため、当社の事業拡大及び重要な職務執行の決定に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	こ　まつ　りゅう　いち 小　松　隆　一 （昭和17年12月９日生）	平成７年６月 平成10年６月 平成11年６月 平成14年４月 平成15年４月 平成18年５月 平成22年８月 平成28年１月	ユニバーサル証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 UFJつばさ不動産株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）代表取締役 UFJつばさビジネスサービス株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）代表取締役 株式会社セールスアウトソーシング　代表取締役 同社相談役 当社取締役（現任）	―株
		【社外取締役候補者とした理由】 小松隆一氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者田中豊氏は、当社の親会社等に該当します。
３．小松隆一氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、小松隆一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、小松隆一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
６．小松隆一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
1	横田（よこた）　孝（たかし） （昭和24年12月１日生）	昭和47年４月 平成14年７月 平成18年４月 平成19年８月 平成21年11月 平成24年５月 平成26年３月	大和証券投資信託販売株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 大新東株式会社入社 株式会社セールスアウトソーシング入社 同社取締役管理部長 同社常務取締役営業本部長兼管理部長 同社常務取締役管理部長 当社常勤監査役（現任）	―株
	【社外監査役候補者とした理由】 横田孝氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。			
2	藤本（ふじもと）　健介（けんすけ） （昭和16年11月30日生）	昭和41年４月 平成６年６月 平成９年６月 平成14年６月 平成19年11月 平成20年１月	日清製粉株式会社(現株式会社日清製粉グループ本社）入社 同社取締役 NBC株式会社　常務取締役 ヤマジョウ商事株式会社　専務取締役 当社顧問 当社監査役（現任）	―株
	【監査役候補者とした理由】 藤本健介氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、引き続き監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
3	山田（やまだ）孝雄（たかお） （昭和19年９月12日生）	昭和38年４月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	―株
		平成10年４月	住銀ファイナンス株式会社（現ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社）入社	
		平成11年６月	同社取締役営業統括部長	
		平成15年６月	同社常務取締役ファクタリング本部副本部長	
		平成18年６月	同社常務取締役ファクタリング本部長	
		平成19年７月	株式会社新日本アーバンマトリックス入社	
		平成20年４月	株式会社スーパーホテル 開発営業顧問	
		平成21年９月	株式会社新日本建物 監査役	
		平成27年１月	当社監査役（現任）	
		【社外監査役候補者とした理由】 山田孝雄氏は、永きに亘り金融機関に在籍し、財務・会計に関する幅広い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．横田孝氏及び山田孝雄氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、横田孝氏及び山田孝雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は横田孝氏及び山田孝雄氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、横田孝氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
５．横田孝氏及び山田孝雄氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ４年10か月及び４年であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	丸の内監査法人
主たる事務所の所在地	東京都丸の内千代田区二丁目２番１号 岸本ビルヂング５階
沿　　革	平成６年11月　公認会計士・税理士須永会計事務所設立 平成11年７月　須永公認会計士事務所に名称変更 平成29年６月　丸の内監査法人設立
概　　要	出資金　2,600千円 構成人員　公認会計士　６名 その他　２名 合計　８名 関与会社数　８社

（平成30年10月31日現在）

（注）　監査役会が丸の内監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、同監査法人の独立性及び専門性、品質管理体制並びに監査費用等の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、適任と判断したためであります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：ＴＫＰ新橋汐留ビジネスセンター　ホール201
東京都港区新橋四丁目24番８号２東洋海事ビル
受付開始は午前９時30分を予定しております。



（交通アクセス）

JR線	新橋駅　烏森口	（徒歩約４分）
都営三田線	内幸町駅	（徒歩約９分）
都営浅草線	新橋駅　Ａ１出口	（徒歩約３分）
ゆりかもめ	新橋駅　Ａ１出口	（徒歩約４分）
東京メトロ銀座線	新橋駅　８出口	（徒歩約５分）

（注）駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。